

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アパティ南森町 6F

令和 5 年 10 月 26 日発行
 担当 : 渡辺・池田
 TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

デジタル資産の相続

デジタル資産とは、インターネット金融資産口座や暗号資産などインターネット上のデジタルで管理している資産をいいます。調査によると相続人のうち少なくとも3割が被相続人の所有していたデジタル資産を発見できていません。亡くなったあとにデジタル資産を見つけられずと資産を相続することができず、相続税においても申告漏れが発生します。デジタル資産を所有している方は財産目録を作成し、相続で資産が紛失しないように生前に準備しておくことが大切です。

1. デジタル資産とは

デジタル資産とは次のようなものがあります。

- ① ネットバンキング・ネット証券の口座
- ② 仮想通貨や NFT などの暗号資産
- ③ 電子マネーの残高
- ④ 定期課金（サブスクリプション）サービスの残高
- ⑤ 様々な商品購入時のポイント残高

同じポイントサービスでも会社によって相続人が相続できる場合とできない場合があります。たとえば、同じ楽天でも楽天 Edy は相続できますが、楽天ポイントについては相続できません。また、JAL と ANA のマイル等も原則相続により消滅しますが、一定条件の下相続することができます。今のところ相続の際の取扱いが明確でないポイントなどもあり、今後も注意が必要です。

2. 相続税の申告について

デジタル資産は所有者が死亡したときには相続財産（法定共有）となります。当然に見つけた人の財産ではなく、遺産分割協議をしたうえで誰が取得するか決めて、名義変更しなければなりません。何よりもデジタル資産を見つけ出すことが大事で、デジタル資産を含めた財産の課税価格が相続税の基礎控除額を超えていれば相続税の申告が必要となります。もし相続人が被相続人のデジタル資産があることを知らなかったり、知っていても ID・パスワードがわからないため、資産を取得できなかったとしても、それらのデジタル資産に対する相続税について申告・納税していなければ、加算税や延滞税が課せられることとなります。デジタル資産の相続や相続税の申告漏れがないようデジタル資産をお持ちの方が事前に情報管理しておくことが重要です。

パスワード等が分かなければその資産は使用することができない資産となり、困ってしまいます。どこにデジタル資産があるかわかれば、ID・パスワードが分からなくても問い合わせ相続をすることができます。ただし、パソコンやスマートフォンのパスワードを教えるわけではありません。どんなデジタル資産があるのかを探すためには、パスワード解析ソフトを入れて試してみるか、パソコン専門業者等に問い合わせしてみれば解決する可能性が高まるかもしれません。

3. デジタル資産を相続するためにすべきこと

残された遺族が対処できるよう、次のようなことを日頃から意識しておくことでトラブルを回避できる可能性が高くなります。

- ① 利用サービスを定期的に見直して必要なサービスごとに一本化するなど整理をする。
- ② 口座ごとの資産額や利用サービスなどを家族に話しておく。
- ③ 財産目録を作成し、それぞれの管理のための ID やパスワードを一覧表にしておき、紙媒体で保存は別々にしておく。

デジタル資産の相続や相続税申告等にご不明な点やお困りのことがございましたら弊社まで是非ご相談ください。

「各サービスの相続可否」

相続可	相続不可
非接触決済 	非接触決済 
QR（バーコード決済） 	経済圏ポイント 
	クレジットカードのポイント 

※一部例外あり

MMD研究所

MMD 研究所「デジタル化の推進とデジタル遺産の今後」

https://mmdlabo.jp/column/detail_2101.html (参照 2023.10.3)

パスワード一覧 書式例

名称	ID・パスワード	契約内容など
パソコン	パスワード	2023年に購入
スマートフォン	パスワード	2021年に機種変更
QR(バーコード決済)	パスワード	残高××円
交通系ICカード	ID(メールアドレス) パスワード	残高××円
非接触決済	ID(メールアドレス) パスワード	残高××円
〇〇銀行	ID・パスワード・暗証番号	支店名・名義人・口座番号など
△△証券	同上	同上